



E T C 期間限定特別割引の概要

1 . 特別割引の概要

ETC 期間限定特別割引（以下「特別割引」という。）とは、E T C 車載器を購入したお客様を対象として、期間を限定して実施する通行料金の割引制度です。（モニターも対象になります）

（ 1 ）対象公団

日本道路公団
首都高速道路公団
阪神高速道路公団

（ 2 ）割引額

各公団とも上限額それぞれ 10,000 円の範囲で、各公団の対象道路を割引登録された E T C カードを使用して通行した場合、通行料の 2 0 % を割引します。

2 . 割引の登録受付

特別割引を受けようとするお客様は、申込みが必要です。（申込みは 1 箇所です。3 公団それぞれに申し込む必要はありません。）

（ 1 ）申込方法

インターネット（申込から割引適用まで 3 営業日で使用可能）

アドレス <http://www.etc-waribiki.jp/>

なお、ETC 別納カードによる申込みは郵送のみとなります。

郵送（申込から割引適用まで約 2 週間が必要）

- ・初回配布分：過去のセットアップ実績に基づいて、セットアップ登録店へ直送します。なお、セットアップ事業者殿にも相当数を送付いたします。
- ・2 回目以降：前月のセットアップ実績に基づいて、毎月中旬頃にセットアップ事業者殿へ配布しますので、セットアップ登録店へは事業者殿を経由して配布していただきますようお願いいたします。

また、高速道路の料金所・サービスエリアなどでも入手することが可能です。
なお、ETC 別納カード用申込書類は、受付事務局から別納事業者宛に直接送付されます。

（ 2 ）申込の制限

申込できる ETC カードは、セットアップした車載器 1 台に対し 1 枚です。

車載器 1 台に対し複数の ETC カードの申込は不可能

複数の車載器に対し 1 枚の ETC カードによる申込は可能

（上記 の場合、申込みした車載器の台数分だけ割引上限額が増加します）

（ 3 ）ETC カードの登録変更

期間内における ETC カードの変更は、所定の手続きにより可能です。ただし、ETC 別納カードを一般の ETC カードに変更、または、その逆のケースについては変更不可です。

（ 4 ）申込受付期間

平成 13 年 11 月 1 日 ~ 平成 14 年 6 月 30 日（当日消印有効）

（ 5 ）割引適用期間

平成 13 年 11 月 30 日 ~ 平成 16 年 6 月 30 日

（ 6 ）問合せ先

電話 0 4 5 - 4 7 7 - 1 1 8 1（音声自動応答） 11 月 1 日 9 時より開始

（ 7 ）その他

お客様の割引の利用残額に関するお問合せには、一切ご返答できません。ご自身による割引の利用残額の管理をお願いいたします。